

○ 千葉県情報公開推進会議の設置について

1 設置に至る経緯

(1) 平成15年9月 千葉県情報公開推進委員会からの提言

- ・ 情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。
 - ・ 申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。
- なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

(2) 平成16年8月 千葉県情報公開審査会からの答申

- ・ 情報公開制度の在り方について、県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関（情報公開推進会議（仮称））を設置することは、有意義であると考えられる。その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。
- ・ 円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議（仮称）に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。

- (3) 平成16年12月 千葉県情報公開条例の一部を改正する条例の公布
平成17年 2月 千葉県議会情報公開条例の一部を改正する条例の公布

2 設置の根拠等

- ・ 設置の趣旨 情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運営の改善について県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等からの情報公開事務に関する苦情の処理を行う附属機関として設置
- ・ 設置の根拠 千葉県行政組織条例第28条 別表第2、第29条 別表第3
- ・ 権能等の規定 千葉県情報公開条例第27条の2
千葉県議会情報公開条例第28条の2

3 委員の構成

学識経験者	大学教授及び弁護士（4名）
住民の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体、教育関係団体、環境団体、福祉団体からの推薦に基づき選任した委員（4名） ・ 一般公募による委員（2名）

※ 委員の任期は2年

4 具体的な活動

- (1) 制度の運営の改善についての調査審議
情報公開制度の充実と円滑な運営のため、請求、決定等の情報公開事務の状況等に基づき、制度の運営の改善について調査審議する。
- (2) 情報公開事務に関する苦情処理
情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理する。

○ 千葉県情報公開推進会議設置の根拠

千葉県行政組織条例（抄）

（設置等）

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2項、3項（略）

（組織等）

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

2項（略）

別表第2

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開推進会議	会長 委員	1 学識経験を有する者 2 住民の代表者	5人以内 10人以内	2年

千葉県情報公開条例（抄）

（推進会議）

第27条の2 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。

(1) 審査会の調査権限についての苦情

(2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情

(3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情

4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

1 第3期の活動実績(平成21年7月7日～平成23年7月6日)

(1) 会議(全体会)開催の状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行っている。

ア 平成21年度第1回会議(平成21年8月11日)

- (ア) 委嘱状の交付後、会長の選出、部会の委員の指名等が行われた。
- (イ) 苦情処理調査部会(以下「部会」という。)が処理した15件の苦情処理結果等の報告があった。
- (ウ) 部会のあり方及び苦情処理等について意見があった。

イ 平成21年度第2回会議(平成22年2月18日)

- (ア) 部会が処理した4件の苦情処理結果等の報告の後、施行文書の写しの保存について意見があった。
- (イ) 部会のあり方について議論があり、継続審議することとなった。
- (ウ) 文書の特定が困難な開示請求に対する今後の対応について、現行の対応により推移を見守るということになった。
- (エ) 平成20年度「情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」について報告があった。
- (オ) 「情報公開制度の運営の改善に関する意見書」について報告があった。

ウ 平成22年度第1回会議(平成22年8月19日)

- (ア) 部会が処理した5件の苦情処理結果等の報告があった。
- (イ) 施行文書の写しの保存について、問題点等の議論がなされ、質疑及び意見があった。
- (ウ) 部会のあり方についての対応案について議論がなされた。
- (エ) 「情報公開制度の運営の改善に関する意見書」「自治体の情報公開条例の改正を求める意見書」について報告があった。

エ 平成22年度第2回会議(平成23年3月10日)

- (ア) 部会が処理した12件の苦情処理結果等の報告があった。
- (イ) 苦情処理の結果、これまでに情報公開推進会議から意見が出されたものに対する実施機関の措置状況のとりまとめについて報告があり、意見があった。
- (ウ) 部会のあり方について、苦情調査に当たる住民の代表委員が関与する範囲を明確にするとともに、今後の苦情の処理方法について議論がなされた。
- (エ) 平成21年度「情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」について報告があった。

(2) 苦情処理調査部会の開催状況

苦情事案に係る調査を行った調査委員は、調査の結果を部会に報告し、部会において苦情処理に関する検討を行った結果、関係する実施機関等の対応に問

題があったと認めるときは、実施機関等に対し、問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知することとしている。

ア 平成21年度の苦情処理状況

平成21年度は、9件（申出実人数6名）の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は5件であった。

- ・第1回部会（平成21年6月25日） ※第2期委員による開催
- ・第2回部会（平成21年8月11日）
- ・第3回部会（平成22年1月21日）

イ 平成22年度の苦情処理状況

平成22年度は、16件（申出実人数2名）の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は7件であった。

- ・第1回部会（平成22年6月10日）
- ・第2回部会（平成22年10月1日）
- ・第3回部会（平成22年12月20日）

ウ 平成23年度の苦情処理状況

平成23年度は、7月末現在で17件（申出実人数2名）の苦情申出がされている。

- ・第1回部会（平成23年6月3日）

2 これまでの主な検討内容(第1期:平成17年7月7日～第3期:平成23年7月6日)

(1) 請求件数等の公表方法について【平成18年度】

「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」の公表に代えて、実施機関別の請求件数（各部上位3課）を公表することとし、これまで以上に具体的な請求の傾向を県民に対して示していくこととした。

(2) 開示請求書の受付番号について【平成18年度】

請求者からの問合せ等に対し、迅速に請求書を特定し対応することができるなど、請求者の利便に資する等の観点から、開示請求書を収受する際に受付番号を付することとした。

(3) 支障事案について【平成18年度・19年度】

実施機関から、「情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案」について、情報公開推進会議に報告されたため、その対応策を検討した。

ア 開示請求書に請求者の主観が記載され、文書の特定が困難で情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる事案【平成18年度】

＜検討結果による対応策＞

実施機関では、次のような対応策を実施することとした。

- (ア) 報告した支障事案に類する案件については、情報公開条例第7条第1項第4号の「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていないことを理由に、請求を却下する。
- (イ) 開示請求権の濫用及び文書不特定と判断される開示請求に対する却下に係る不服申立てがあった場合、実施機関は情報公開審査会

の意見を聴いたうえで、不服申立てに対する決定又は裁決を行う。

(ウ) 意見照会の審査は、諮問の審査より簡易な手続とする。

イ 開示請求権の濫用に当たるとして開示請求を却下した事案【平成 19 年度】
＜検討結果＞

実施機関では、対象文書が大量であるため、請求書提出時に口頭で請求対象の行政文書の絞込みを依頼したが応じてもらえず、その後、行政文書目録等を添付の上、絞込みを文書で依頼したが回答は得られなかった。請求当日の開示請求者が口頭で行った請求趣旨の説明や上記絞込み等の経緯を踏まえて、請求対象の行政文書が著しく大量であって、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使に当たらないと判断し、開示請求を却下したというものである。

情報公開推進会議では、処分自体はやむを得なかったものであるが、窓口対応について改善すべきである旨知事に申し入れることとなった。

(4) 苦情処理調査部会のあり方について【平成 19 年度・21～22 年度】

苦情処理制度は、情報公開推進委員会の提言で、「本県の情報公開制度の円滑な運用の阻害要因となっている大量の異議申立ての堆積等の問題は、制度的な問題よりも開示請求事案の処理における運用面での対応や、窓口対応における開示請求者と実施機関との意思疎通の不足等からトラブルに発展した結果と見ることもできる。」との指摘を受けたことなどから設けられたものである。

ア 住民の代表委員の苦情処理への参加について

苦情処理については、推進会議の委員の中から法律的知識及び紛争処理に係る専門的知識を有する弁護士 3 名の委員で構成される苦情処理調査部会が担当してきたが、平成 19 年度第 2 回情報公開推進会議における議論を受け、同年度第 2 回苦情処理調査部会において、部会としての今後の苦情処理の方針が決定され、住民の代表委員も苦情処理に参加することとなった。

イ 住民の代表委員の苦情処理への関与のあり方について

平成 21 年度第 1 回情報公開推進会議において意見があり、以来議論が行われ、住民の代表委員が関与する範囲について明確にしたところである。

(5) 「千葉県情報公開推進会議における最近の動向からの提言」について【平成 19 年度】

＜概要＞

平成 20 年 2 月 7 日に開催された平成 19 年度第 3 回情報公開推進会議における苦情の申出、開示請求却下決定等の報告を踏まえて、情報公開推進会議会長及び苦情処理調査部会長の連名で知事に対して提言書が提出された。

＜提言の内容＞

ア 開示請求及び苦情の申出について

苦情の申出及び開示請求を繰り返す人物の考え・主張をきちんと聞く等し、県の行政遂行に理解を求める方法について検討する必要がある。

イ 窓口対応マニュアルの見直し

窓口での対応を巡ってトラブルが発生しかねないので、窓口での対応マニュアルを再度見直し、トラブルを未然に防ぐこと。

ウ 濫用的請求を理由とする開示請求却下決定について

濫用的請求を理由とする却下は、仮になされるとしても極めて例外的になされるものでなければならない。また、県民の情報公開制度に対する誤解や不満を事前に防止し、制度の趣旨・運用について理解を求めること。

<提言に対する対応>

ア 苦情の申出及び開示請求を繰り返す人物から、苦情処理調査部会が、県行政特に情報公開制度に対する意見を直接聞くべく照会したところ、文書により「情報公開とは、不正の抑制のためのものと思っています」との回答があり、苦情を繰り返す意図が確認できたとして、再度の照会等は行わない旨を確認した。

イ 職員一人ひとりが、制度をよく理解し的確な運用が図れるよう、「県職員のための情報公開事務マニュアル」を作成した。

ウ 県民に対し苦情の申出制度等の周知を図り、不要なトラブルを未然に防止するため、職員に対する説明会を実施した。

(6) 苦情処理について【平成 17～22 年度】

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる事項について、是正等に関する意見を通知した。

是正を求めた主な内容は、①開示請求に係る個人情報の漏えい、②対象文書の特定や特定に係る補正の手続、③開示決定等の期限の徒過、④異議申立てに対する処理、⑤異議申立てに係る文書の保存期間の設定、⑥開示を実施する文書の処理、⑦開示請求者に対する対応、などについてである。

なお、実施機関においては、推進会議からの意見を受け、すべて改善の措置が行われている。

【参考】苦情処理状況（件）

処理結果	年度						計
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
実施機関に是正を求めた事案	4	1	1	6	5	7	24
実施機関の対応に不適切な点がなかった事案	7	9	12	19	4	9	60
行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案	9	2	2	0	0	0	13
取下げの事案	0	0	1	0	0	0	1
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0
年度別苦情件数 (申出実人数)	20 (6名)	12 (2名)	16 (2名)	25 (2名)	9 (6名)	16 (2名)	98 (10名)

苦情処理調査部会の運営について

苦情処理調査部会においては、部会を構成する委員以外の委員にも下記のとおり部会に参加いただくこととしている。

記

1 委員の選任について

ア 原則は情報公開推進会議委員の名簿順に、部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任するものとする。

イ 部会への参加の可否については、事前に委員に確認するものとする。

2 委員の身分について

苦情処理調査部会を構成する委員ではなく推進会議の委員として、部会に関与するものとする。

3 委員と申出人の利害関係の有無について

苦情申出や開示請求を一緒にやっていたなど、委員と苦情申出人の関係が強い場合は選任しないものとする。その他、利害関係の有無については苦情処理調査部会で検討するものとする。

4 委員が関与する範囲について

ア 部会を構成する委員とともに調査にあたり、部会の会議で意見を述べるものとする。

イ 部会での最終的な議決・判断にあたっては、委員の意見を尊重するものとする。この場合において、意見が一致せず、部会で議決することが適当でないと部会長が判断する場合は、推進会議に報告するものとする。

